

クマ出沒で命を守る「緊急対応」と「新制度」

全国的にクマの出沒が相次ぐ中、町でも住宅地や通学路、農地周辺での目撃が報告されています。かつては「山の動物」と思われていたクマが、今や人の生活圏にまで姿を現すようになり、町民の暮らしの安全を脅かす存在となっています。こうした中、町では、警察、猟友会と連携し、クマによる人身被害を未然に防ぐための体制整備を進めています。特に、人命を守る最終手段として位置づけられる「緊急銃猟」について、町民の皆さんにその内容を詳しくお伝えします。

現場では、町職員が避難誘導や情報収集を行い、警察が周囲の安全確保と交通規制を担当します。そのうえで、市町村長の指示のもと、猟友会が安全を最優先に銃を使用して対応にあたります。このように、緊急銃猟は「人命を守るための最後の手段」として位置づけられている制度です。

なお、緊急銃猟の実施後には、現場の安全が確認され次第、現状の回復や安全確保のための措置を順次解除します。

全国的にクマの出沒と人身被害が相次ぐ中、国は被害防止に向けた新たな法制度の整備を進めています。令和7年11月13日から施行される国家公安委員会規則の改正により、一

ライフル銃を使用できるのは、所定の研修を修了した警察官に限られます。研修では、クマの生態や行動特性、急所の位置、適切な射撃距離、弾道の安全確保などを学ぶほか、実弾を用いた射撃訓練や住民避難誘導訓練も実施されます。



クマが人の生活圏に侵入したときの「緊急銃猟」とは

「緊急銃猟」とは、クマなどの危険鳥獣が人の生命や身体を脅かすおそれがある場合に、市町村長の判断により、関係機関が連携して銃を使用し、捕獲または排除を行う緊急的な措置のことです。通常の有害鳥獣駆除とは異なり、目的はあくまで「人命の保護」にあります。

除します。その際には、被害や損失の有無を確認し、クマなどの行動によって生じた建物や設備の損壊に加え、発射された弾丸が外れた場合に生じた損壊についても、適切な損失補償が行われます。

こうした一連の手続きは、町民の皆さんの安心と安全を守るための大切な取り組みとして位置づけられています。



警察官によるライフル射撃が可能に

定の研修と訓練を受けた警察官が、ライフル銃を使用してクマを駆除できる体制が正式に導入されました。

この改正は、クマによる人身被害が特に深刻化している現状を受けて行われたもので、従来は民間の猟友会が中心となっていた緊急時の駆除に、警察も直接関与できるようになります。これにより、現場での初動対応の迅速化と安全性の向上が期待されています。

特に東北地方では、住宅地や通学路での目撃、農作業中の被害などが相次ぎ、過去最多の被害発生件数を記録しました。こうした状況を受け、警察庁は令和7年10月に国家公安委員会規則を改正。警察官が人命保護のためにライフル銃を使用できるよう法的根拠を整備しました。

改正のポイントには、「警察官によるライフル銃の使用を可能にする」と同時に、「厳格な条件下でのみ発砲を認める安全基準」を明確化した点にあります。

発砲はあくまで「人の生命・身体に危険が差し迫った場合の最終手段」として限定され、現場では指揮官による判断、安全確認、避難誘導が徹底されます。

クマがついに里に下りてきた 迫る危機と、いのちを守る行動

本コーナーでは4Pにわたり、町の熊の出沒頭数や最近法整備された「緊急銃猟」の内容、更には町が実施してきたクマ対策、もし熊と遭遇してしまった場合の対応などをお伝えします。

全国で相次ぐクマ出沒、人身被害は過去最多に

近年、全国的にクマの出沒件数が急増しています。特に東北地方では、秋にかけて人身被害が相次ぎ、統計開始以来過去最多となりました。住宅地や通学路での目撃、さらには死亡事故も発生するなど、私たちの暮らしのすぐそばまでクマが迫っています。

専門家によると、今年のようにドングリなどの山の実りが少ない年は、エサを求めてクマが人里へ下りやすい傾向があります。加えて、温暖化による生態系の変化や、人間の生活圏に残された食べ物などが、クマを引き寄せる要因になっています。また、山と里の境界があいまいになり、住宅地近くでもクマの通り道ができています。今や「山の動物」ではなく、「身近な危険」として意識することが求められています。



町内でも出沒件数が増加 — 住宅地への侵入も

町でも深刻な状況が続いています。今年度（令和7年度）の町内におけるクマのわな設置件数は11月14日現在で140件、うち実際に捕獲されたのは87頭に上ります。例年に比べても高い水準で推移しており、特に今年は人の生活圏内での目撃情報が多発しています。

10月以降、町の広い範囲で相次いでクマの姿が確認され、昼夜を問わず住宅地や農地、さらには学校周辺でも出沒が報告されています。10月22日には、向町8区で下校中の小学生がクマを発見して通報する事案もあり、町ではパトロールの強化と防災無線による注意喚起を実施しました。また、10月24日には向町1区やまなみ付近の住宅街に侵入したクマが箱わなで捕獲されたり、松根地区では、車との接触寸前の事例も発生しています。

鳥獣被害対策実施隊における猟友会の主な活動

- | | |
|----------|---|
| ・4月～5月 | ツキノワグマ春季捕獲活動
ツキノワグマの人身被害防止や農作物被害の軽減を目的にした銃での捕獲 |
| ・4月～翌年3月 | 有害捕獲活動
イノシシ・ツキノワグマ等の人身被害防止や農作物被害の軽減を目的にした罠での捕獲 |
| ・6月 | 鳥獣保護管理事業・・・鳥獣保護管理員として鳥獣保護区の管理など |
| ・11月～3月 | 捕獲技能向上射撃訓練・・・射撃場での技能講習会の実施 |
| ・11月中旬～ | 山形県指定管理鳥獣捕獲等事業・・・イノシシ被害の抑制・予防を目的にした個体数調整 |
| | 野生獣衛生推進体制促進事業等・・・学術研究を目的とした捕獲鳥獣の検体提供 |
| | 出合数調査・・・キジ・ヤマドリ調査・報告 |

上記の他にアオサギやカワウの追払い、電気柵の設置相談や農作物被害状況の報告など、休日や自分の時間を割いて多くの活動にご協力をいただいています。全国的に人身被害が問題視される中で、最上町での被害報告がないのは猟友会の皆さんの活躍によるものです。

※鳥獣被害対策実施隊とは

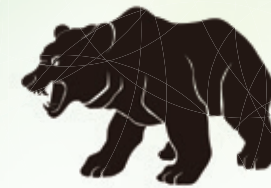
猟友会員や町職員などで構成され、鳥獣の出沒時の追払いや発生集落の点検、防止柵の設置、鳥獣捕獲等を行う。

緊急銃猟が認められる4つの条件

緊急銃猟が実施されるには、次の4つの条件をすべて満たす必要があります。これは、国が定める厳格な基準であり、いずれか一つでも欠ければ銃の使用は認められません。

1. 場所の条件

危険鳥獣が人の日常生活の場（住宅地、公園、広場、通学路など）に侵入している、または侵入するおそれ大きい場合。



この「おそれ大きい」とは、過去の出沒地点や行動方向、時間帯などをもとに判断され、単に近くで見かけたというだけでは発動されません。一方で、子どもの通学時間帯や、イベントなど人の集まりがある場合には危険度が高いとみなされ、判断が早まることもあります。

3. 安全性の確保

銃猟以外の方法では的確かつ迅速に対応できないこと。



音や光による威嚇、花火や爆竹での追い払い、捕獲檻などの設置など、他の方法で安全に対処できる見込みがある場合には、銃は使いません。しかし、住宅地の狭い空間や夜間など、他の手段が現実的でない場合には、即応性を優先して銃猟が選択されることがあります。

2. 緊急性の条件

人命に危険が迫っており、すぐに対処しなければ被害が発生するおそれがある場合。



たとえば、クマが人家の敷地内に入り、人が屋外にいるときや、民家の納屋・車庫などに閉じ込められた場合などです。また、逃げ場を失ったクマは非常に攻撃的になるため、時間を置くことがかえって危険につながる場合もあり、その際は迅速な判断が求められます。

4. 方法の条件

銃を使用する際に人に弾丸が到達するおそれがないこと、安全管理が十分であること。



射線上に建物や通行人がいないかを確認し、必要に応じて交通を遮断します。また、猟友会員は射撃訓練を定期的に受けており、使用する銃弾や角度、風向きなども慎重に判断します。

これらの4条件を満たしたうえで、市町村長の判断により「緊急銃猟」として対応が決定されます。

登下校の安全を守る「熊すず」を新入生に配布



防災アプリ「アットインフォカナル」

iPhone



Android



←スマホやタブレットでのアプリダウンロードはこちら

町では、クマの出沒が増加する中で、子どもたちの登下校時の安全を守るため、毎年春に町内の小学校新入生へ「熊すず」を配布しています。

鈴の音は人の存在を知らせ、クマとの不意の遭遇を防ぐ効果があります。子どもたちはランドセルにつけて登下校しており、地域の安心を支える大切な取組のひとつです。近年では、小学生に加えて中学校の全生徒にも熊すずを配布し、通学路での安全確保を強化。また、町では防災無線や防災アプリ「インフォカナル」による即時情報発信のほか、児童・生徒の登下校時間にあわせたパトロールも実施しました。

近年は「人の生活圏」と「クマの生息域」が重なりつつあり、誰もが遭遇する可能性があります。町では来年以降もこうした安全意識の向上とクマ被害の未然防止に努めていきます。

来年以降も

クマの出沒に注意を

今年は、町内でクマの目撃情報や出沒が相次ぎました。住宅地や通学路など、これまで見られなかった場所での確認も多く、町民の皆さんの間に不安が広がったことと思います。こうした状況は一時的なものではない可能性があり、来年以降も同様の出沒が起きることが予想されます。

近年は、山の実りが不作となる年が増えており、エサを求めてクマが人里へ下りてくる傾向が続いています。温暖化や森林環境の変化により、クマの行動範囲は広がり、町と山の境界があいまいになりつつあります。こうした背景から、「クマは特別な地域の問題ではなく、私たち一人ひとりの生活に関わる課題」となっています。

町では今年、職員による早朝と午後のパトロールを行い、重点的に通学路等の安全確認を行いました。また、防災行政無線やインフォカナル（防災無線アプリ）を通じた情報発信も強化し、住民からの通報とあわせて迅速な対応につなげてきました。来年度も同時期に、国の政策や動向に合わせて鳥獣対策を継続し、町民の皆様の安心・安全な暮らしにつなげていきたいと考えています。

また、町全体で注意を払い続け、町民の皆さんから迅速な情報提供をいただくことが、人身被害を最小限に抑えるための効果的な方法ではないでしょうか。

地域で守る安心な暮らし

クマへの正しい対応を

クマとの遭遇は、山道だけでなく住宅地や通学路など、誰にでも起こりうる身近な出来事になっています。クマを「山の動物」と思わず、日常の中で備える意識を持つことが大切です。

また、役場や警察にすぐ連絡できるようにしておくことも重要です。クマを見かけた場合は、決して近づかず、落ち着いてその場を離れ、安全な場所から通報してください。早めの情報提供が、地域全体の安全を守ります。

「驚かせない」「近づかない」「知らせる」——この3つの行動が、命を守る最善の備えです。

通報を忘れずに行いましょう！

市街地近郊でクマを目撃した場合や、足跡・フンなどの痕跡を見つけた場合は、すぐに役場または警察へ連絡してください。早めの通報が、各集落の安全確保につながります。

農作物被害や田畑でクマを目撃した場合（休日、祝日除く）
農林振興課農林振興室へ 43-2150
住宅密集地においてクマを目撃した場合
最上駐在所へ 43-2110

※夜間等は管轄の警察署または交番への通報を推奨。

これから熊は冬眠の時期になりますが、もし熊と出会ってしまったら…



— あわてず、落ち着いて身を守る行動を —

万が一、山道や住宅地などでクマに遭遇したときは、「慌てない」「刺激しない」「ゆっくり離れる」ことが何よりも大切です。クマは本来おとなしい動物ですが、突然の出会いや大きな音に驚くと、身を守ろうとして人に向かってくる場合があります。恐怖を感じても、落ち着いた行動が命を守る第一歩です。

クマを見かけたら、その場で立ち止まり、静かに様子を見ましょう。大声を出したり、走って逃げたりしてはいけません。クマを刺激すると、攻撃的になるおそれがあります。

落ち着いて距離をとる

クマがこちらに気づいていない場合は、音を立てずにゆっくりと後ずさりして距離をとります。走って逃げると、クマが本能的に追いかけてくることもあるため、絶対に背を向けて走らないでください。

子グマのそばは特に危険

子グマを見かけた場合は、近くに親グマがいる可能性が高く、親グマは子どもを守るために非常に攻撃的になることがあります。決して近づかず、静かにその場を離れましょう。

夜間や住宅街での遭遇

夜や早朝に住宅地で出会った場合、ライトや懐中電灯をクマに直接向けないようにしてください。強い光や大きな音はクマを驚かせ、思わぬ行動に出るおそれがあります。静かにその場から離れ、できるだけ建物の中や車の中など安全な場所へ避難してください。